

さいたま市ソフトボール協会 令和3年度 春季大会 競技規則

さいたま市ソフトボール協会
会 長 浅見 茂
競技企画委員長 大島 昌隆

1. 登録メンバー

1-1. 登録メンバーの資格

チームの構成メンバーは、さいたま市在住者または在勤者であること。但し、1年以上チームに在籍した者が市外に転居し、在住でなくなった場合、または転勤や退職により在勤者でなくなった場合は、続けて登録できるものとする。

尚、大学ソフトボール登録者および高体連ソフトボールチーム登録者(両連盟に未登録であっても公式戦出場者を含む)の登録は認めない。但し、レディースについては、本規則第2項に記載する「レディース特例」によるものとする。

1-2. 登録メンバーの変更

登録したメンバーに、住所・氏名・背番号・その他登録事項の変更が生じた場合、または退会者があった場合は、**令和3年2月13日(日)の代理抽選会までに種別委員長**に変更届を提出すること。以降は、次大会まで変更は認められない。

1-3. 多重登録

チーム及び個人の登録は、他種別との多重登録ができるものとする。

但し、一般男子一部・二部・三部は同種別であるので、多重登録は出来ない。

1-4. 登録メンバーの移動

登録メンバーは、年度内に他チームへ異動し登録することは出来ない。

但し、年度内に解散届が事務局長に提出されたチームの登録メンバーの異動は認められる。

1-5. 違反した場合の処置

上記の1-1. 項～1-5項に違反があった場合は、違反が発覚した時点で、当該大会の出場資格を停止する。また、その後の大会参加の可否については、チーム、監督および個人とも、懲罰委員会にて決定する。

2. 監督・コーチ・プレイヤーおよび打順表の提出

(1) 打順表は、第1試合は試合開始予定時刻の30分前までに提出すること。第2試合以降は、前試合の開始後30分から自チームの試合開始予定時刻の20分前までに、当該球場の記録員または審判員に提出すること。試合開始予定時刻20分前までに提出がない場合は、提出済のチームに先攻・後攻の選択権を与えることがある。

(2) 打順表には、氏名にふりがなを記載すること。

(3) 監督代行および主将代行を選任した場合は、その旨を明記し代行者のユニフォームナンバーを明示しなければならない。

(4) ベンチに入れるチーム員は、チーム登録時に登録された者で、攻守順を決定するコイントスまでに提出された打順表に記載された者のみであり、監督1名、コーチ2名、スコアラー1名、選手25名以内とする。

監督、コーチ、スコアラーがプレイヤーを兼ねる場合は、選手人数内に含める。

監督・コーチは、選手登録名簿に○が付されていない者は、選手として試合に出場できない。

(5) 監督が不在の場合は、登録されているチーム員から監督代行を選任し、打順表に明記しなければならない。監督代行が選任されている場合は、監督として登録されている者は、コイントスにより攻守が決定した後には、試合に参加することおよび試合中ベンチに入ることが認められない。

【レディース特例】

- (1) レディースの大会においては、当日の人数が不足の場合、下記の条件において追加登録を認める。但し、当日チームが競技場に到着次第、大会本部に書類を持って届け出なければならない。当日の正式登録されたメンバーが9人の場合は、臨時登録メンバーとして、1名の追加を認める。8名の場合は2名までの追加、7名の場合は3名までの追加を認めるものとする。
上記事由により追加されるメンバーも、本競技規則の第1-1項に規程するメンバー資格を満たさなければならない。当日に、追加登録できる選手は、市内外を問わず当協会に登録されていない者とし、当協会内の他チームとの多重登録は認められない。
- (2) 本特例は、当協会主催の大会のみであり、中央支部予選会および県大会・県予選会では適用できないので注意すること。

【小学生男子特例】

- (1) 小学生男子チームにおいては、最大8名までの女子選手の登録が認められる。
- (2) 同時に試合に参加できる女子選手は3名までとする。
- (3) 男子選手から女子選手に交代する場合は、攻撃時および守備時のみではなく、その時点で試合に登録しているメンバーで3名以上に成らない注意すること。
- (4) 男子チームに出場する女子は打順表の打順番号に○を付ける事。

3. 棄権チームの取扱い

- (1) 試合当日予定された試合のチームが棄権した場合、一般男子は10対0、その他の種別では7対0とする。
- (2) 試合当日に棄権するチームであっても、第4項に記す審判員・競技員の派遣義務は消滅しない。担当する要員数を、集合時間までに派遣しなければならない。
- (3) 大会本部(または、各種別委員長)に連絡なく、無断で棄権や前(2)項に違反したチームは、大会運営に多大な支障をきたす迷惑行為である。
よって、次の大会期間を通じた競技委員をチームより1名を選出し、大会前に開催される競技委員会に出席するとともに、決定された日程に従い、担当日の競技委員を務めるものとする。
- (4) 日本ソフトボール協会傘下の加盟団体主催大会および埼玉県予選会・埼玉県大会以上の上部大会に出場することによる同一種別に於ける日程変更は、大会本部にて調整するが、他のチーム事情による日程変更は原則として認めない。
- (5) 準決勝以上に進出したチームで、日本ソフトボール協会傘下の加盟団体主催大会および埼玉県予選会・埼玉県大会以上の大会への出場を理由とする以外で棄権した場合は、大会後の昇格やシード権は、消滅するものとする。この場合、当該委員会にて対応を決定する。
- (6) チームの棄権は当日の3日前までに各種別委員長へ連絡をする。

一般男子	田口委員長	080-3200-4344	壮年	横塚委員長	080-5097-9750
実年	狩野委員長	090-3248-3908	シニア	吉田委員長	090-9833-7765
女子	醍醐委員長	080-5084-2390	ハイシニア	吉田委員長	090-9833-7765
小学生	千葉委員長	090-8779-1428			

4. 大会競技運営の協力（審判員・競技員）

当日の試合があるチームは、以下に記す役務を担当する義務を負うものとする。

各項目の義務に違反した場合は、棄権チームの取り扱い第3項(3)を適用する。

4-1. 競技場の準備と整備

各チームは、自チームが試合を行う球場の運営に協力するものとし、次の事項を担当する。

- (1) 第1試合を行う両チームは、7時20分に下記場所に集合し、競技委員の指示に従い、自チームが試合を行う競技場面の用具の運搬、テント・机・椅子の設営、外野フェンスの設置、グラウンド整備、ライン引き等の準備に協力する。

・荒川総合運動公園 公園管理事務所ソフトボール協会倉庫前

・西遊馬・宝来運動公園 グラウンド ・北部工業団地記念公園 グラウンド倉庫前

- (2) 試合を行った両チームは、使用した競技場面のグラウンド整備、ライン引きを行う。
- (3) 最終試合を行った両チームは、試合終了後に使用した競技場面のグラウンド整備、テント・机・椅子の片付け、用具の片付け、外野フェンスの撤収および倉庫への運搬等の片付けに協力する。

4-2. 競技補助員と審判員補助員の派遣

当日試合を行う各チームは、競技補助員および審判員補助員を選任し派遣しなければならない。各チームの代表者は、チーム到着後に本部席に到着の報告をしなければならない。

4-2-1. 競技補助員と審判員補助員の派遣人数

各試合のチームごとの派遣人数は、各種別により次の通りとする。

- ・一般男子一部、壮年、レディース 競技補助員 1 名、審判員補助員なし
- ・一般男子二部、三部、実年、シニア、ハイシニア 競技補助員 1 名、審判員補助員 1 名
(審判員補助員の派遣は、1・2回戦のみとする。3回戦・準決勝・決勝は、派遣なし)
- ・小学生の部 会場責任者の指示に従い協力すること。

4-2-1. 競技補助員・審判員補助員の担当試合と集合時間

競技補助員・審判員補助員は、次の試合を担当する。両補助員が揃わないかぎり、試合は開始できないので、集合時間を厳守すること。

(1) 当日の試合数が 4 試合の場合	
第 1 試合	・ 第 2 試合の両チーム (試合開始予定の 30 分前に集合)
第 2 試合	・ 第 1 試合の両チーム (第 1 試合終了後、速やかに集合)
第 3 試合	・ 第 4 試合の両チーム (試合開始予定の 20 分前に集合)
第 4 試合	・ 第 3 試合の両チーム (第 3 試合終了後、速やかに集合)

(2) 当日の試合数が 3 試合の場合	
第 1 試合	・ 第 3 試合の両チーム (試合開始予定の 30 分前に集合)
第 2 試合	・ 第 1 試合の両チーム (第 1 試合終了後、速やかに集合)
第 3 試合	・ 第 2 試合の両チーム (第 2 試合終了後、速やかに集合)

(3) 当日の試合数が 2 試合の場合	
第 1 試合	・ 第 2 試合の両チーム (試合開始予定の 30 分前に集合)
第 2 試合	・ 第 1 試合の両チーム (第 1 試合終了後、速やかに集合)

(4) 当日の試合数が 5 試合の場合	
第 1 試合	・ 第 3 試合の両チーム (試合開始予定の 30 分前に集合)
第 2 試合	・ 第 1 試合の両チーム (第 1 試合終了後、速やかに集合)
第 3 試合	・ 第 2 試合の両チーム (第 2 試合終了後、速やかに集合)
第 4 試合	・ 第 5 試合の両チーム (試合開始予定の 20 分前に集合)
第 5 試合	・ 第 4 試合の両チーム (第 4 試合終了後、速やかに集合)

4-2-3. 競技補助員と審判員補助員の役割

- (1) 競技補助員 競技補助員は、チーム登録時に選任した競技員またはその代理者を派遣しなければならない。

派遣された競技補助員は、競技委員の指示に従い以下の事項を担当する。

- ① 試合開始前のグラウンド整備、ライン引き等
- ② 得点表の準備と試合中の得点記入
- ③ 試合ボールの管理
- ④ 試合運営に係る事項の補助

(2) 審判員補助員

派遣された審判員補助員は、当該球場審判員の指示に従い、2 塁審と 3 塁審を担当する。尚、各チームで選任する審判員補助員は、原則として公認審判員の資格保有者とす。

(大会参加の各チームは、2 名の資格保有者を目標に努力をすること)

5. その他

- (1) 試合当日は、当協会の定めるコロナウィルス感染拡大防止対策に従って、感染防止に努めること。
各チーム代表者または監督は、当日の朝、チーム員の体温と健康状態を確認し、健康チェック表を各会場で定める書式にて、大会本部に提出すること。
健康チェックの結果、37.5度以上の体温がある者、健康状態が不調な者、過去2週間以内に感染が疑われる者と濃厚接触の可能性のある者や、自身が感染し陰性確認の状態から2週間を経過していない者については、当日の大会に参加させないこと。
- (2) 試合中あるいは練習中は、常に危険防止に努め、競技場およびその周辺の安全対策に配慮しなければならない。
- (3) 審判員の判断に基づく判定に関する抗議は認められない。
但し、ルール適用上の疑義については、監督又は監督代行者に限り認められる。
- (4) 投手が投球姿勢（セット）に入ったときは、両チーム（応援者も含む）は、応援のための声出しや鳴り物を使用しない。
- (5) 試合中のチーム員および関係者や応援者は、自チームのベンチよりバックネット側で、応援や指示をしてはならない。
- (6) 各会場は、禁煙である。競技場施設外または指定された場所で喫煙すること。
注意しても従わない場合は、当協会の懲罰委員会で審議する。
- (7) 当協会が主催する競技は、高体連の大会を除いて金具付スパイクの使用を禁止する。
- (8) 捕手は、危険防止のためレガース・ボディープロテクター・ヘルメット・スロートガー付きマスクを着用すること。尚、打者・走者用および捕手用ヘルメットは、J S A 認定マークが入ったものでなければならない。
また、捕手用マスクは、S G マーク（一般財団法人製品安全協会の基準を満たすもの）が入っているもの、またはシールが巻かれているものを使用しなければならない。
- (9) ランナーコーチは、危険防止のためヘルメットを着用しなければならない。
- (10) 球場内でのピッチング練習は危険防止のため、外野方向に向かって行うこと。
この際、捕手はヘルメット・マスクを着用しなければならない。尚、競技場内では1組のみ認める。
- (11) 競技場外の道路等でのバッティング練習（素振り）やキャッチボールは、他の利用者に対し非常に危険なので禁止する
- (12) ユニフォームは、監督・コーチを含め全員が同色・同意匠のものを着用する。
アンダーシャツ、ストッキングの色は、チーム全員が同一のものを着用する。
アームスリーブを着用する場合は、全員が統一して着用しなくても良いが、アンダーシャツと同色のものを両腕に着用すること。
- (13) レディースチームにおける短パンと長ズボンの混用は認める。
但し、同色・同意匠でなければならない。監督が男子の場合も同様である。
また、男子の監督・コーチは、帽子を着用しなければならない。
- (14) チームメンバーは、球場内ではグラウンドコート等を着用しない。
但し、特段の事情により当該球場審判員が認めた場合は、この限りではない。
- (15) スポーツマンらしくない言動は厳禁とする、言動によっては、退場処分の罰則を適用する。
また、自チームの応援者の言動についても、チーム代表者はその責を負うものとする。
- (16) 当該公園・球場内は全面禁煙となっている。
- (17) 発生したごみは必ず持ち帰ること。

以上